を含む。）又は」と、同条第一項中「をいう。」とあるのは「又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業をいう。」と、第八十六条中「公共職業安定所の」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」と、第八十六条及び第九十五条第一項中「公共職業安定所長の」とあるのは「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の」と、第九十五条第一項中「、公共職業安定所」とあるのは「、公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第百一条の十一第一項第三号ハ中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項」とする。

2　定年に達した被保険者であつて、継続して雇用されることを希望する船員を、引き続き雇用する制度を導入する事業主、船員を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主、期間を定めて雇用する労働者として雇い入れる事業主、船員が育児休業する期間中において、当該船員に対し、自ら定めた額の給付金を三箇月以上の期間にわたり支給する事業主、船員との間で期間の定めのない労働契約を締結して雇い入れる事業主、船員に対して実習を行うことにより人材の育成を図る事業主、船員を育児休業後六箇月以上継続して雇用した事業主又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十五項に規定する派遣先である事業主にあつては、第百四条第二項第一号イ(2)中「及び日雇労働被保険者」とあるのは「、日雇労働被保険者及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員」と、第百十条第二項第一号イ及び第九項第一号イ中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、同条第二項第一号イ(4)、第百十条の三第一項第一号イ、第百十八条の三第二項第一号イ及び第四項第一号イ、附則第十五条の九第二項第一号イ、ハ及びニ、附則第十五条の十第二項並びに附則第十七条の四の四第一項第一号中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第百十条の二第二項第一号ホ中「高年齢者等」とあるのは「高年齢者等又は船員職業安定法第六条第一項に規定する船員（五十五歳以上の者又は四十五歳以上五十五歳未満の求職者に限る。）」と、第百十七条第二項第一号ロ中「第五条」とあるのは「第五条（同法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、附則第十七条の三第二項第一号イ(1)中「労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間」とあるのは「労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間又は船員法第八十七条第二項の規定により作業に従事しなかつた期間」と、附則第十七条の四第一項中「同号ロ中「育児・介護休業法第五条」とあるのは「同号ロ中「育児・介護休業法第五条（同法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「とあるのは「育児・介護休業法第五条」とあるのは「とあるのは「育児・介護休業法第五条（同法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）」と、附則第十七条の四の二第二項第一号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下この条において「労働者派遣法」という。）第三十一条」とあるのは「船員職業安定法（昭和二十三年七月十日法律第百三十号）第六条第十五項」と、「労働者派遣法第二十六条第一項第二号」とあるのは「船員職業安定法第六十六条第二項第三号」と、「労働者派遣の」とあるのは「船員派遣の」と、同項第二号中「労働者派遣に係る労働者派遣の期間（労働者派遣法第二十六条第一項第四号に規定する労働者派遣の期間をいう。）」とあるのは「船員派遣に係る船員派遣の期間（船員職業安定法第六十六条第一項第四号に規定する船員派遣の期間をいう。）」と、「派遣労働者」とあるのは「派遣船員」と、「労働者派遣に係る派遣元事業主」とあるのは「船員派遣に係る船員派遣元事業主」と、「労働者派遣」とあるのは「船員派遣」と、「派遣元事業主」とあるのは「船員派遣元事業主」と、「労働者派遣法第四十条の四及び四十条の五」とあるのは「船員職業安定法第八十三条若しくは第八十四条」と、同項第五号中「労働者派遣法第四十二条」とあるのは「船員職業安定法第八十六条」とする。

様式第二号（表面）中「５季節的雇用」の下に「６船員」を加え、「(65歳以上)」を「(65歳以上等)」に改める。

様式第四号（裏面）注意の6(6)中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第六号(1)（裏面）注意の2中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第六号(2)注意の2中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第七号（裏面）注意の3中「公共職業安定所長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に改める。

様式第十号の四中「公共職業安定所長　　殿」を「公共職業安定所長　　地方運輸局長　　殿」に、「所長」を「所属長」に改める。

様式第十一号（第2面）中「管轄公共職業安定所」を「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局」に改め、同注意の1中「公共職業安定所の長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長（ただし、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金及び介護休業給付金は公共職業安定所の長に限る。）」に改める。

様式第十一号（第2面）中「管轄公共職業安定所」を「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局」に改め、「公共職業安定所長」を削り、同注意事項の2中「管轄公共職業安定所の長」を「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長」に改め、同注意事項の10中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第十一号の二（第2面）中「管轄公共職業安定所」を「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局」に改め、「公共職業安定所長」を削り、同注意事項の2中「管轄公共職業安定所の長」を「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長」に改め、同注意事項の8中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第十一号の三（第2面）中「管轄公共職業安定所」を「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局」に改め、「公共職業安定所長」を削り、同注意事項の2中「管轄公共職業安定所の長」を「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長」に改め、同注意事項の8中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第十一号の四（裏面）被保険者の注意の1中「第792条」を「第793条」に、「公共職業安定所」を「公共職業安定所）又は船員職業安定法施行規則第2条に規定する地方運輸局」に改め、同被保険者の注意6中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。

様式第十二号（表面）中「受講指示公共職業安定所」を「受講指示公共職業安定所又は地方運輸局の」に、「公共職業安定所長　殿」を「公共職業安定所長　　地方運輸局長　　殿」に、「所長」を「所属長」に改める。

様式第十二号（裏面）注意の2中「公共職業安定所の長」を「公共職業安定所又は地方運輸局の長」に改める。

様式第十四号（表面）中「安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に、「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に、「公共職業安定所長　殿」を「公共職業安定所又は地方運輸局長　　殿」に改める。

様式第十四号（裏面）注意の4及び8中「公共職業安定所」を「公共職業安定所又は地方運輸局」に改める。